

課 長	課長代理	係 長	設 計	精 算
-----	------	-----	-----	-----

令 和 3 年 度

金 抜 設 計 書

旧西布施保育園解体工事 設 計 書

施 工 箇 所 魚 津 市 小 川 寺 地 内

※記載の数量は、すべて数量基準に基づき算出した積算数量です。  
※積算数量については、工事の施工を義務付けるものではありません。

魚津市産業建設部都市計画課

令和 3 年度 産業建設 部

調査 課長 係長 設計 精算 浄書

設 計 書

工 事 名 称 旧 西 布 施 保 育 園 解 体 工 事

工 事 位 置 魚 津 市 小 川 寺 地 内

設 計 金 額 金 円 也 (内消費税等相当額 円)

設 計 概 要

解体工事

- ・ RC造平屋建て 一部S造平屋建て
  - 建築面積 419.1 m<sup>2</sup>
  - 延床面積 396.3 m<sup>2</sup>
  - 建物高さ 4.1 m
  - 敷地面積 1,370.1 m<sup>2</sup>
- ・ 石綿含有建材
  - 天井材 27.5 m<sup>2</sup>
- ・ 敷地内砕石敷き 1,370.1 m<sup>2</sup>

符号	名 称	形 状 寸 法	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
	旧 西 布 施 保 育 園 解 体 工 事						
	直 接 工 事 費		1	式			
	共 通 仮 設 費		1	式			
	現 場 管 理 費		1	式			
	一 般 管 理 費		1	式			
	合 計						
	消 費 税 相 当 金 額		1	式			
	総 合 計						





符号	名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
Ⅱ	解体工事						
	内部造作解体	内装材、下地共 集積、積込共	396.0	床m <sup>2</sup>			
	上部躯体とりこわし	地上RC部 圧砕機使用 鉄筋切断 集積、積込共	371.0	床m <sup>2</sup>			
	〃	地上S部 鉄骨カッター使用 鉄筋切断 集積、積込共	25.0	床m <sup>2</sup>			
	基礎部躯体とりこわし	地下部 圧砕機使用 鉄筋切断 集積、積込共	396.0	床m <sup>2</sup>			
	CON舗装解体	厚50程度 機械	4.9	m <sup>3</sup>			
	廃材運搬費	がれき類 10t車 外構分含む	346.0	m <sup>3</sup>			
	〃	木材類 10t車	42.8	m <sup>3</sup>			
	〃	混合廃材 10t車 外構分含む	87.9	m <sup>3</sup>			
	廃材処分費	がれき類 外構分含む	346.0	m <sup>3</sup>			
	〃	木材類	23.6	t			
	〃	混合廃材 外構分含む	87.9	m <sup>3</sup>			
	スクラップ控除	建物分	45.7	t			
	重機運搬費	圧砕機	1.0	往復			
	小計						



符号	名称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
IV	外構工事						
IV-1	境界フェンス撤去	メッシュフェンス H=900 基礎共	62.4	m			
	〃	メッシュフェンス H=900 基礎残し	35.8	m			
	〃	メッシュフェンス H=1,500 基礎共	36.5	m			
	コンクリート塀撤去	タイル仕上 H=1,100程度 基礎共	10.2	m			
	水道管撤去	前面道路内配管撤去処分 舗装撤去復旧共	1.0	式			
	配管類撤去		1.0	式			
	引込電線類撤去		1.0	式			
	空調冷媒回収、処分	フロンガス	1.0	式			
	物置撤去、処分	既製品 2.2m×2.9m程度	3.0	基			
	FRPプール撤去、処分	5m×3.5m×0.6m程度	1.0	基			
	グリーンストラップ撤去、処分		1.0	式			
	遊具撤去、処分	ブランコ、鉄棒、登り棒、雲梯 各1基	1.0	式			
	IV-1 計						



# 解体工事特記仕様書

工事名 旧西布施保育園解体工事

## I 解体工事仕様

### 1 共通仕様

図面・特記仕様及び現場説明書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新年度版）、同「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新年度版）による。また「大気汚染防止法」「労働安全衛生規則」「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）」「建設副産物適正処理推進要綱」「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」その他関係法令・通達・指針等を遵守する。

### 2 特記仕様

- 1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
- 2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。  
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。  
○印と※印のついた場合は、共に適用する。
- 3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。
- 4) 設計図書に記載なくとも、施工上当然必要と認められるものは本工事内とし、監督員の指示に従い施工を行うこととする。なお、軽微な追加変更は工事内とし、工事費の増額は認めない。
- 5) 施工後検査が困難となる工事は、随時監督員の立会検査を受け、必要により写真に記録しておくこと。
- 6) 市役所提出書類は、市の様式（H27年度改訂版）に従って提出すること。
- 7) 本工事に必要な官公署（労働基準監督署、富山県環境保全課、富山県新川土木センター、警察署等）への手続き・諸届けは、受注者の責任において速やかに行い、その費用は本工事に含むものとする。又、検査に要する諸費用も受注者の負担とする。
- 8) 工事現場及び般出入道路、周辺道路は、常に清掃、整理整頓に心掛け、周辺住民に迷惑をかけることの無いよう、工事区画等の安全対策を十分に講ずること。
- 9) 工事期間中は労働安全衛生法等の関係法規に従って、危険防止、災害防止に努め、遺漏無きよう万全を期すこと。
- 10) 近隣対策（事前挨拶、苦情処理、運行便宜等）は充分に行うこと。また近隣住民からのクレームがあった場合には速やかに監督員に連絡し、指示に従い処理すること。
- 11) 工事電気、工事用水等については、受注業者にて用意し費用負担すること。

- 12) 工事中において、万が一水道管等を破損した場合は、速やかに所管への連絡を行いその指示に従うこと。なお、その場合の復旧費用負担は受注者とする。
- 13) 低騒音低振動型の機械を使用し、騒音、振動、粉塵は最小限に抑え、その防止に努めること。
- 14) アスベストの含まれている建材等、廃材処理については関係法令に従って適切に処理を行うこと。
- 15) 関係機関（魚津市水道局・北陸電力・NTT・ガス業者）との連絡協議調整を充分行い、申請に必要なものは申請を行ってから施工のこと。
- 16) 完成検査による手直し残工事があった場合は、速やかに処理を始め、監督員の承認を得て完成書類とともに引渡しを行うこと。
- 17) 引渡し後に生じた施工の欠陥及び設備欠陥故障は契約書に基づき速やかに修理すること。
- 18) その他不審な点、疑問点についてはその都度監督員と協議すること。
- 19) 工期は厳守のこと。

## II 特記仕様

### [①共通事項]

- 1 提出書類
  - ・建築物除却届、建設リサイクル法による説明書
  - ・工事着工届
  - ・工事工程表
  - ・現場代理人、主任技術者等届
  - ・建設業の許可証、主任技術者の社員証（顔写真付）及び資格の写し
  - ・再生資源利用計画書、実施書（コブリス登録のこと）
  - ・段階確認申出書（アスベスト処理中、アスベスト処理完了、内装材撤去完了、基礎撤去中、重機撤収前）
  - ・工事完成届
  - ・竣工写真、工事写真
  - ・各官公庁提出書類
  - ・工事引渡書
  - ・請負代金請求書
  - ・その他、魚津市建設工事等事務取扱要領による。
- 2 確認書類  
（検査時）
  - ・産業廃棄物委託契約書
  - ・産業廃棄物管理票、マニフェスト
  - ・安全・訓練等の実施記録、安全巡視、KYK 記録
- 3 立会検査
  - ・建築主事並びに関係官公庁、事業会社等の立会検査を必要とするものは、監督員と打合せの上、受注者はその手続きを経て立会い期日を定めなければならない。

[②仮設工事]

- |          |         |            |         |
|----------|---------|------------|---------|
| 1 監督員事務所 | 設ける     | ○設けない      | (2.3.1) |
| 2 工事用水   | 構内既存の施設 | 利用可(有償 無償) | ○利用不可   |
| 3 工事電力   | 構内既存の施設 | 利用可(有償 無償) | ○利用不可   |

[③土工事]

- |           |         |      |        |
|-----------|---------|------|--------|
| 1 埋戻し及び盛土 | ○搬入土    | 発生土  |        |
| 2 残土処分    | 構内敷きならし | 場外搬出 | 指定場所堆積 |

[④その他]

- |               |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 騒音振動の防止     | ・「低騒音型低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用すること。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2 工事現場管理      | ・労働基準法、労働安全衛生規則、その他関連法規を厳守し工事現場の人身事故、火災、盗難防止に留意のこと。<br>・本工事期間中付近住民及び通行者の安全対策は充分に行うこと。<br>・仮設便所を設置する等の対策をし、近隣住民の迷惑になるような行動はとらないこと。                                                                                                                                           |
| 3 調査・試験に対する協力 | ・公共工事労務費調査等の対象工事となった場合は、監督員の指示により必要な協力をしなければならない。<br>(富山県土木工事共通仕様書 1-1-13)                                                                                                                                                                                                  |
| 4 週休2日工事      | ・本工事は、週休2日の普及、実現に向けた試行対象工事であり、週休2日(4週8休以上)の達成を前提とした補正係数を乗じた上で予定価格を作成していることから、受注者は、希望すれば週休2日の施行を実施し、希望しなければ減額変更した上で従来どおり工事施工するものとする。<br>・週休2日を希望した受注者の実績が4週8休に満たない場合は、現場閉所状況に応じた補正係数を乗じて減額変更を行う。<br>・詳細は、「魚津市週休2日工事試行要領(令和3年10月)」によるものとする。魚津市ホームページの『「週休2日工事」の試行について』を参照のこと。 |

## 新型コロナウイルス感染症の感染防止措置について

新型コロナウイルス感染症に関しては、富山県の警戒レベルはステージ1へと移行したものの、感染に対する危険性がなくなった訳ではありません。工事現場においては引き続き「同感染症対策の基本的対処方針」を徹底するよう求められており、関係者の健康を守るためにも当然継続して遵守していく必要があります。万が一にも感染があった場合には健康に大きな影響を与えてしまいますので、現場作業員に対してはもちろんのことですが、近隣の方々の不安が少しでも解消されるように感染防止に関しては以下に示す措置を遵守しながら万全の対策を講じ、加えて作業員の意識の徹底を図るようお願いいたします。

### < 感染防止措置 >

- ・工事範囲を十分に確保し、この範囲は立入禁止表示により区画すること。
- ・施設内へは、指定された出入口以外からの入退場はしないこと。
- ・施設内では、指定された場所以外には立ち入らないこと。
- ・施設内には、感染防止対策の案内表示を行うこと。
- ・指定場所以外に立ち入ることが必要になった場合には、施設管理者の承諾を得ること。
  
- ・「密閉、密集、密接」の3密を避けるよう作業間の日程調整を図ること。
- ・作業員の朝礼時の体温測定を徹底すること。
- ・作業員のマスク着用を徹底すること。
- ・消毒液を設置しその使用を励行すること。
- ・担当者等との打合せはなるべく対面を避けること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む）及び濃厚接触者があることが判明した場合の連絡体制の構築を図っておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連して、技術者等が確保できない、資機材等が調達できない場合にはその協議に応じますので速やかに申し出るようお願いいたします。

<現地調査一覧表>

内部

調査場所	箇所					対応頁
	天井裏	天井	壁	床	その他	
1 雑庫	木毛板	有孔プラスターボード	石膏ボード+ラスボード	木造	壁内部にラスボード	P4
2 保育室1	木毛板	有孔プラスターボード	コンクリ	木造	壁内部にラスボード	P5
3 給食室	木毛板	フレキシブル板(見なし)	コンクリ	コンクリ		P6
4 食品庫	—	スレート(見なし)	コンクリ	コンクリ		P7
5 機械室	—	木毛板(茶色)	木毛板(緑色)	コンクリ		P8
6 便所	木毛板	有孔プラスターボード	石膏ボード、タイル	タイル		P9
7 事務室・医療室	木毛板	有孔プラスターボード	石膏ボード	木造		P10
8 廊下	—	有孔プラスターボード	石膏ボード、モルタル	木造	壁内部にラスボード	P11
9 玄関ホール	—	有孔プラスターボード	石膏ボード	木造、タイル		P12
10 ポーチ	—	鉄	—	コンクリ		P13
11 乳児・ほふく室	木毛板	有孔プラスターボード	石膏ボード	木造、畳		P14
12 遊び室	木毛板	有孔プラスターボード	石膏ボード、コンクリ	木造		P15
13 廊下(増築)	綿状吹付(※)	石膏ボード(トラバーチン)	ボード材、コンクリ	木造		P16
14 非常口(休養室横)	綿状吹付(※)	ジプトーン	石膏ボード(増築)	木造		P17
15 雑庫(増築)	—	石膏ボード(トラバーチン)	石膏ボード(増築)	木造		P18
16 休養室	—	ジプトーン	石膏ボード(増築)	木造		P19
17 保育室2	スタイロフォーム	有孔プラスターボード	ボード材	木造		P20

外部

調査場所	箇所					
	天井裏	天井(軒裏)	壁	床	その他	
18 外壁(竣工時)	—	リシン	リシン	—		P2
19 外壁(保育室2)	—	リシン(増築)	リシン(増築)	—		P2
20 屋上(竣工時)	—	—	—	コンクリ		P21
21 屋上(増築)	—	—	—	塩ビシート防水(保育室2)		P21

※ 綿状吹付は過去に分析済み(石綿不含有)

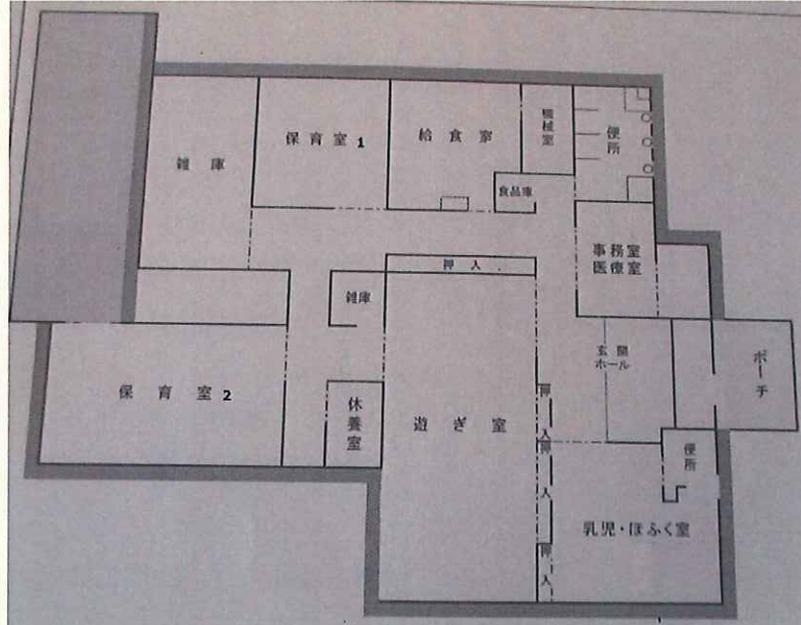
- この色の建材は、採取し分析を行った。
- (例) **大平板** 文字が赤のものは、石綿含有建材であることを示す(見なし含有を含む)。

現地調査個票<外観>

P1

階数	1F	定礎	有(無)
構造	RC	外壁構造	
備考			
メモ			

例) 建築物構造、使用建材、非常階段、換気ガラリ、トイレ小窓、ペントハウス位置、方位(北)、定礎



正面からの様子。



東側からの様子。



西側からの様子



南側からの様子。

## 石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく 事前調査における石綿分析結果報告書 (証明書)

魚津市長 村椿 晃 様

  
 作業環境測定機関  
 日本海環境サービス株式会社  
 富山市久方町2番54号  
 TEL (076)433-3038  
 (作業環境測定機関登録番号 16-10)

作業環境測定士 草田 直和   
 (登録番号 16-425)

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。  
 ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

### 記

○	JIS A 1481-1 : 2016 第1部 : 市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法
-	JIS A 1481-2 : 2016 第2部 : 試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法
-	JIS A 1481-3 : 2014 第3部 : アスベスト含有率のX線回折定量分析方法
-	JIS A 1481-4 : 2016 第4部 : 質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法

### 1. 分析を実施した石綿分析機関等

名 称	日本海環境サービス株式会社		代表者氏名	代表取締役	竹内 正美
所在地	富山県富山市久方町2番54号		TEL : 076-433-3038	FAX : 076-444-6801	
作業環境測定機関登録番号	16-10				
連絡担当者	分析事業部 田代 慎太郎				
項目	氏名	社団法人 日本作業環境測定協会が実施した石綿クロスチェック事業の参加の有無及びランク等			
JIS A 1481-1 : 2016	田代 慎太郎	有 ( 認定No. 1909C0148 )			
	米島 伸	有 ( 認定No. 1909C0149 )			

### 2. 分析を実施した年月日

分析実施日	2020年8月13日 ~ 2020年9月18日
-------	-------------------------

### 3. 物件名称

物件名称	旧西布施保育園石綿含有調査
------	---------------

#### 4. 試料採取履歴

建物、配管設備、機器等の名称及び用途		名称	旧西布施保育園		
		用途			
施工年及び建築物への施工などを採用した年		昭和51年竣工			
採取者氏名		日本海環境サービス株式会社 田代 金井			
試料No.	試料名称	採取場所	採取部位	建材名称	別添データNo.
1	外壁(竣工時側) リシン	外壁(竣工時側)	外壁	リシン	0546
2	外壁(保育室2側) リシン	外壁(保育室2側)	外壁	リシン	0547
3	雑庫 壁 ラスボード 他	雑庫	壁	ラスボード+モルタルに プaster塗	0548
4	廊下(事務室側) 壁 石膏ボード	廊下(事務室側)	壁	石膏ボード	0549
5	廊下(増築) 壁 石膏ボード(増築)	廊下(増築)	壁	石膏ボード(増築)	0550
6	廊下 遊ぎ室 天井 有孔プasterボード	廊下 遊ぎ室	天井	有孔プasterボード	0551
7	廊下(増築) 天井 石膏ボード(トラバーチン)	廊下(増築)	天井	石膏ボード(トラバーチン)	0552
8	非常口(休養室横) 天井 ジプトーン	非常口(休養室横)	天井	ジプトーン	0553
9	機械室 天井・壁 木毛板	機械室	天井	木毛板	0554

#### 5. 分析結果

試料No.	試料名称	偏光顕微鏡による定性分析結果		非石綿繊維の状況(有無と種類)		別添データNo.
		石綿の種類(注)	推定石綿質量分率			
1	外壁(竣工時側) リシン	なし	無検出	有	有機物繊維	0546
2	外壁(保育室2側) リシン	なし	無検出	有	有機物繊維	0547
3	雑庫 壁 ラスボード 他	なし	無検出	有	有機物繊維	0548
4	廊下(事務室側) 壁 石膏ボード	なし	無検出	有	有機物繊維	0549
5	廊下(増築) 壁 石膏ボード(増築)	なし	無検出	有	有機物繊維	0550
6	廊下 遊ぎ室 天井 有孔プasterボード	なし	無検出	有	有機物繊維	0551
7	廊下(増築) 天井 石膏ボード(トラバーチン)	なし	無検出	有	有機物繊維	0552
8	非常口(休養室横) 天井 ジプトーン	なし	無検出	有	有機物繊維	0553
9	機械室 天井・壁 木毛板	なし	無検出	有	有機物繊維	0554

(注) 石綿の種類の中には、次の記号で記載している。

Chr:クリソタイト Amo:アモサイト Cro:クロシドライト Tre:トレモライト Act:アクチノライト Ant:アンソフィライト

魚津市長 澤崎 義敬 殿

# 分析結果報告書

## 魚津市公共施設アスベスト含有率調査

御依頼されました上記検体に係る  
分析結果を次の通り報告します

計量証明事業登録 濃度:第516号  
騒音:第6302号 振動:第振7号  
建築物飲料水水質検査業 県18水第4-11号  
作業環境測定機関登録 第16-6号  
土壌汚染指定調査機関 2003-1-434

ダイヤモンドエンジニアリング(株)  
分析事業所

〒937-0068 富山県魚津市本新751  
TEL 0765-24-3521 FAX 0765-24-3580

検体入手日:平成19年 8月 8日

試料採取者:依頼者立会、当方採取(高山)



- ・ 試料名 : 施設No. 31
- ・ 試料採取場所 : 西布施保育園 増築部 渡り廊下
- ・ 試料外観 : 綿状吹付け材
- ・ 試験方法 : 平成18年3月25日 制定

JIS A1481 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に準拠

### 1 分析結果

測定方法 石綿の種類	定性分析			定量分析
	分散染色法	X線回折法	判定	X線回折法
クソタイト	4繊維未満	ピーク無し	含有せず	実施せず
アモサイト	4繊維未満	ピーク無し	含有せず	実施せず
クロシドライト	4繊維未満	ピーク無し	含有せず	実施せず
トレモライト	4繊維未満	ピーク無し	含有せず	実施せず
アンソフィライト	4繊維未満	ピーク無し	含有せず	実施せず

### 2 分析機器

- ・ 顕微鏡: オリンパス社製 BX-51 位相差・分散顕微鏡
- ・ X線回折装置: スペクトリス社製 X 'Pert PRO

### 3 備考

#### ・表記方法

分散染色法 : 記載繊維数は分散染色試料の検鏡による3,000粒子中の石綿繊維数を記入

X線回折法 : (定性分析) 固有ピークの有無判定

(定量分析) 定性分析により石綿含有と判定された試料に付いて基底標準吸収補正法による含有率